

第1回読書のまちづくり市民ワークショップ開催結果概要

- ・と き 平成24年4月26日(木) 18:00~20:00
 - ・ところ 市立図書館会議室(恵み野西5-10-2)
 - ・出席者 基調講演講師 横井敏郎氏
(北海道大学大学院教育学研究院准教授)
- | | |
|-------------|----|
| ワークショップメンバー | 8名 |
| ファシリテーター | 2名 |
| 傍聴者 | 7名 |
| 事務局 | 8名 |

○開 会

○部長挨拶

このワークショップを通じて、行政だけで考えるのではなく、市民の皆さんの声を反映した条例策定を目指していきたいと考えています。4回の開催としていますが、回数にこだわらずしっかりと話し合ってください、多くのご意見を頂戴したいと思っています。恵庭市はこれまで「読書のまち」としてブックスタートや様々な読書施策への予算措置、学校図書館の整備等を行ってきました。恵庭市の子どもたちは学校図書館蔵書の充実や朝読書の効果もあり、読書習慣が身につけてきています。今後、更なる新しい取り組みに向け進むためにも基本となり拠り所となる条例が必要であり、今年中に形を作り来年の施行を目指しています。皆さんから様々なご意見をいただき素晴らしい条例にしたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○オリエンテーション

- 1 出席者自己紹介
- 2 「(仮称)読書のまち推進条例」制定の概要、策定工程及びワークショップの位置付けについて ~ 図書課長説明

(1) 内容項目

- ・ 条例制定の背景と必要性
- ・ 条例制定の基本的な考え方・方向性
- ・ 国の動向：「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年12月)」制定
「文字・活字文化振興法(平成17年7月)」制定
- ・ 北海道の動向：「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン(平成20年度)」策定
- ・ 他自治体の策定状況 ~ 秋田県、秋田県仙北市、宮崎県高千穂町
- ・ 条例制定までの工程 ~ 平成25年4月1日条例施行予定

- ・ 恵庭市における読書推進の取り組み ～ ブックスタート（２０００年）
学校司書の配置（２００４年）
配本車の運行、ブックスタートプラス
図書ボランティア 等

（２）市民ワークショップ

- ・ 市民団体・学校教育・福祉・町内会等の活動に関係されている方や公募の市民に
参加いただき、市民が条例の目的や盛り込むべき内容などを話し合う市民ワーク
ショップを開催し条例の素案づくりに反映
- ・ 市民ワークショップメンバーは１０名により構成
- ・ 平成２４年４月から６月にかけて毎月１～２回程度、平日の夜間（１８時から
２０時）開催
- ・ ワークショップの内容は市ホームページで公開

○基調講演 テーマ 「読書コミュニティ」を支える条例制定の意義
講 師 横井敏郎氏（北海道大学大学院教育学研究院准教授）

I 恵庭市「読書コミュニティ」の先進性

1 日本の図書館・読書行政

（１）図書館行政の現状

- 体系の欠如と条件整備の弱さ
- 図書館法（１９５０）、学校図書館法（１９５３）
- 近年の充実策
子どもの読書活動の推進に関する法律（２００１）、文字・活字文化振興法（２００５）
学校図書充実のための地方交付税措置
学校司書配置の措置、司書教諭制度（２００３年より１１学級以上校には必置）

（２）図書館・読書活動充実の取り組み

- 図書館行政の貧困
- 単体組織の優れた活動はあるが、市全体で「読書コミュニティ」を作ろうとして
いるところはない
例：山形県鶴岡市立朝陽第一小学校、千葉県浦安市立図書館、ブックスタート等
- 貸出冊数主義への疑問
- 学力アップを目的とした読書活動への疑問 ～ 読書を手段化していないか

2 恵庭市に注目する理由

(1) 《縦のつながり》と《横のつながり》

- 《縦のつながり》 子どもから大人まで ～ 年齢のつながり
ブックスタート→幼稚園・保育所→小学校→中学校→…→大人
- 《横のつながり》 複数の行政分野の協力、一元化 ～ 組織のつながり
保健・学校教育・社会教育など

(2) 行政と住民の協働

- ボランティアの大きな力
- 住民の学習活動を通じた「読書コミュニティ」の形成

(3) 恵庭市の成果

- 学校・幼稚園・保育所の図書充実、学校司書配置
- 居心地のいい図書室づくり、読み聞かせなどの活動の活発化
- ブックスタート世代の読書量、読書好き
- お金を注ぐだけでは、読書コミュニティは作れない
- 国際的にも先進的な読書のまちづくり cf. フィンランド
- 読書ネットワーク（実践共同体）の形成～ 読書にかかわるネットワークがあり、相互に連携

II 条例制定の意義と要点

1 条例制定の意義

(1) 条例とは？

- 自治体議会が定める自治立法

(2) 自治体条例のタイプ

- 1990年代以降
自治基本条例（まちづくり基本条例）、住民参加・協働条例
情報公開条例・個人情報保護条例
土地利用規制条例、環境保全条例・景観条例、福祉オンブズマン条例
- 自治体運営の原則、首長・議会等の責務、住民参加の権利と手続きなどを定めるもの
- 特定分野の問題解決や条件整備・施策推進を図るもの
例：横出し条例、上乘せ条例

(3) 条例制定の意義

- 住民自治・団体自治
- 地方分権のなかで
- 地域事情に適合したルール、地域全体を考慮した総合性、
住民が立法、執行過程に参加しやすく行政も説明責任を果たしやすい、
住民のオーナーシップと協力の調達 e t c.
- まちづくりのルールを定め、住民ニーズを実現する
(政策決定や住民参加のルール・権利保障と行政責任・市民生活と行政活動の
水準の維持発展) ~ 条例により住民関与が明確になる

2 子どもの権利条例の検討から

(1) A町子どもの権利条例

- 高齢者福祉のまちづくりから子どもの権利条例へ
- 子どもと進めるまちづくり
町長と語る会、子ども会議、市町村合併についての子ども投票など

(2) 理念的条例

- 子どもの権利や自治体行政の責任の明示、家庭・企業・学校等の責任の明示、
住民・子どもの参加
- 読みやすさ

(3) 条例の課題

- 実効性 ~ 何をどうすれば子どもの権利を保障したことになるのか
- まちづくり参加中心
- 相談・救済活動、学校の状況、家庭での子育てなどにどう取り組んでいくか
- 子どもの権利とニーズに関する議論をどう進めるか
(A町のケース：相談救済機関など)
(恵庭市との違い：条例先行か、取り組み先行か)

3 条例作成の要点

- 理念を明示
文字、情報、内的経験へのアクセスをすべての子ども・住民に保障する、
自己形成と社会生活を豊かにする読書経験、住民参加、行政責任 など
- 実効性の問題
- 読書に関わるニーズの把握と創出 ~ 行政と住民と一緒に進めることが重要
- 住民が自発性を発揮しながら、創造していく「読書コミュニティ」

- 行政—学校等—住民（団体・個人）のトライアングル

4 おわりに

- 行政と市民生活の水準アップ ～ 条例を維持・発展の機会にする
- ネットワークの広がり ～ 広げたり深いものにすることに条例が結びつく
- まちづくり全体への波及効果の期待 ～ 読書のまちづくりが他のまちづくりの進展につながることは、市全体として有意義ではないか

○意見交換

メンバー 条例をつくっても罰則があるわけではない。実効性に疑問がある。

講師 条例そのものに全てを書き込むことは無理で、結局は行政や関わる人々の活動に依拠せざるを得ない。どこまで書くかは難しい部分なので、よく議論してもらいたい。例えば、「司書を整備する」ということは書けるが、「司書を何人置く」ということは書けない。大きな方向性として読書コミュニティの基盤となるものを確保することが大切だと思う。実効性は難しい課題である。

メンバー 電子書籍の普及が始まっている。どのように考えたらよいのか。

講師 紙の本と対立的に考えるものではない。多くの読書を行うひとつの機会として捉えてもらいたい。

メンバー 5年前に自分が参加した社会教育の勉強会では、「読書コミュニティ」という言葉こそなかったものの体系的なものは出来上がっていたように思う。「パイプはつながったので、後はどのように血液の流れを作るかが図書館行政の課題である」と当時意見したが、率直に言って自分の考えているものと条例の必要性が結びつかない。条例の必要性はどこから出てきたのか。それに対しどのような事前評価がなされたのか。

事務局 読書に関しては、これまでに具体的な行動は色々行ってきている。しかし、今の状態を維持継続し充実していく際に抛るべきものがないのが現状である。行動プランは既にあるが、条文化されているものも必要だと考えている。

メンバー 図書館行政は市民の声を十分反映させることがまず重要。つくった条例が逆に手かせ足かせになり、発展を阻害する危険性もあることを考慮すべきだ。

メンバー 自分は「まちづくり基本条例」に携わっている。よい町をつくるために市民がどういうことを考え、自らの役割をどう位置づけるかをきちんと謳うことが取り組みへの目標となる。各々の活動を妨げるものではなく、恵庭市のまちづくりにおける新しい価値としての読書コミュニティのために、どれだけ市民の意見を入れて形作っていくか。その原案を行政主導ではなく、この市民ワークショップで作成していくことは、意義あるものと思っている。条例は各々の活動を制約するものにはならないのではないかと、また、そうしてはいけないと思っている。

○その他

事務局 皆さんから多くの意見をいただき大変心強く感じている。次回は5月17日
(木) 午後6時から同じ会場で開催するので出席願いたい。

○閉会

(20時 終了)

